破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第４７８号

福岡市早良区室見１丁目22番15号、前住所名古屋市中区新栄１丁目40番19号　ルミナス新栄202号

破産者　髙林　孝一

１　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで

２　一般調査期間　平成24年２月27日から平成24年３月９日まで

平成24年１月６日

福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６３号

山口市黄金町１番20―603号　黄金町市営アパート

破産者　有吉都多恵

異議申述期間　平成24年２月９日まで

平成24年１月６日

山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号

山口県光市大字塩田3725番地６、前住所山口県岩国市周東町上久原2355番地16

破産者　小田　郁夫

異議申述期間　平成24年２月16日まで

平成24年１月10日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３８号

山口県岩国市今津町２丁目14番12―102号

破産者　近藤　郁子

異議申述期間　平成24年２月20日まで

平成24年１月10日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５２２号

福岡市城南区堤団地15番203号、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂２丁目12番13―801号

破産者　石橋　　徹

異議申述期間　平成24年３月５日まで

平成24年１月４日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６２号

福岡県春日市上白水７丁目95番地

破産者　有限会社豆工房

異議申述期間　平成24年３月６日まで

平成24年１月６日

福岡地方裁判所第４民事部

免責決定

平成１５年（モ）第１４０１号

（平成１５年（フ）第４０４号）

死亡時の住所福岡県大牟田市天神町３番地１、破産決定時の住所福岡県大牟田市大字草木364番地１

破産者　亡　西山　和男

主文　破産者を免責する。

平成24年１月５日

福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１１号

兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅2063番地

清算株式会社　協同興産株式会社

代表清算人　望月　聖弘

１　決定年月日　平成24年１月６日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（ヒ）第１２号

兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅2174番地

清算株式会社　望月鉱滓株式会社

代表清算人　望月　聖弘

１　決定年月日　平成24年１月６日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（ヒ）第７号

愛媛県新居浜市菊本町２丁目６番４号

清算株式会社　株式会社せいしん

代表清算人　桑村　文昭

１　決定年月日　平成24年１月５日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

松山地方裁判所西条支部

更生手続開始

平成２３年（ミ）第３号

三重県桑名市大字蛎塚新田328番地

更生会社　水谷建設株式会社

代表者代表取締役　水谷　正之

１　決定年月日時　平成23年12月31日午前10時

２　主文　水谷建設株式会社について更生手続を開始する。

３　管財人　天野　勝介

４　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

５　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成24年２月29日まで

６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成24年５月28日から平成24年６月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号

徳島県板野郡上板町引野字安楽寺谷90番地10

再生債務者　阿讃開発株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成24年１月５日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４３７号

福岡県宗像市公園通り２丁目４番８号

再生債務者　星　　雅人

１　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４４０号

福岡市南区塩原１丁目５番36―501号

再生債務者　江口　一心

１　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４５６号

福岡市早良区次郎丸５丁目10番16―203号

再生債務者　江藤　幸樹

１　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４７４号

福岡市東区香椎２丁目８番１―302号

再生債務者　佐々木光次

１　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４９２号

福岡市中央区小笹１丁目14番５―306号

再生債務者　姫本　悦郎

１　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４５０号

福岡市東区奈多１丁目２番63―407号

再生債務者　河島　幸司

１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月25日まで

４　一般異議申述期間　平成24年２月１日から平成24年２月８日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４５９号

福岡市博多区吉塚本町10番８―614号

再生債務者　鳥巣　洋美

１　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月25日まで

４　一般異議申述期間　平成24年２月１日から平成24年２月８日まで

福岡地方裁判所第４民事部